路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
近畿自動車道敦賀線	小浜市府中四四号久保四八番から同市大谷七七号間谷一一番一まで	前	最大一一五 最小一一	七、三三七
		後	最大 最小一八九	
	福井県三方上中郡若狭町麻生野六三号間谷六番一から同県三方上中郡若狭町気山三〇九号大谷ヘラ一番一まで	前	最大二一四 最小一一	一一、八一七
		後	最大 最小一八八	
	福井県三方郡美浜町気山三四六号細見山一番一から同県三方郡美浜町佐田一四六号丈ケ谷一番二〇まで	前	最大二七七 最小一二	九、二九五
		後	最大 最小二七七	
	敦賀市関六〇号大瀬川一三番から同市高野八九号南姥ケ谷七番二まで	前	最大二〇七 最小一一	一〇、四一二
		後	最大 最小二二九	

○国土交通省告示第七百三十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	小浜市府中四四号久保四二番一から敦賀市高野八九号南姥ケ谷一九番まで	平成二十六年七月二十日十五時

○国土交通省告示第七百三十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	小浜市府中四二号西念寺田二九番一から同市府中四四号久保四二番一まで	平成二十六年七月二十日十五時

○海上保安庁告示第九十三号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十八日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三九度二〇分東経一三四度、北緯三九度二〇分東経一三七度二〇分、北緯三六度二〇分東経一三七度二〇分、北緯三六度二〇分東経一三四度の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

ロ　期間　平成二十六年七月二十二日から平成二十六年八月三十日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査等

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第二十八号（平成二十六年七月十八日発行）、八管区水路通報第二十八号（平成二十六年七月十一日発行）、九管区水路通報第二十六号（平成二十六年七月十一日発行）

○防衛省告示第百三十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日時	平成二十六年七月二十八日及び同月二十九日（予備、同月三十日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域	五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域 (ア)　北緯三一度四七分一二秒 (イ)　北緯三二度二〇分一二秒 (ウ)　東経一二八度四五分五二秒 (エ)　東経一二九度〇九分五二秒
自衛艦九隻	
実施艦等その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日時	平成二十六年七月二十八日の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域	豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒 (イ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒 (ウ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒 (エ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒 (オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒 (カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等その他	自衛艦等九隻 一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百四十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年七月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日時	平成二十六年八月五日及び同月六日（予備、同月七日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで
区域	若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒 (イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒 (ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒 (エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等その他	自衛艦八隻 一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。